

3月3日受付分

➤ 保安院・東京電力・新潟県に対する質問

- ・ 柏崎刈羽原発の原子炉、タービン建屋の直下には α ・ β ・F・V等安田層を切る断層がある。従前、国・東電は旧指針の活断層評価対象が5万年であることを根拠に12万年前堆積の安田層を切っているが、番神砂層(3-8万年前)が切られていなければ評価不要としていた。耐震指針は2008.9月に改訂され、対象となる活断層は13万年前となり評価が必要になったと考える。2009.7月に中越沖地震が起こり、その後いろいろ検討しているが、「Ssで揺らしても動かない」と検討手法を変更したと見受けられる。従前のように年代で検討しない理由は何か。12-13万年前の堆積層である安田層を切る断層上の原子炉設置は違法でないのか。
- ・ 新潟県は35年来の争点を技術委小委等で問題にしない(話題にしない)理由は何か。